### 総合科学実験センター常盤分室共用機器に関する要項

令和3年4月1日 制定 令和3年10月1日 改正 令和4年1月1日 改正

(目的)

第1条 この要項は、総合科学実験センター常盤分室規則第12条の規定に基づき 総合科学実験センター常盤分室(以下「分室」という。)の共用機器の利用に関 し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において共用機器とは、学術研究の発展に資するために、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供する設備をいう。

(利用者の資格)

- 第3条 共用機器を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の 各号に掲げる者で、第6条の承認を受けた者とする。
  - (1) 本学の役職員
  - (2) 本学の学生
  - (3) 総合科学実験センター常盤分室長(以下「分室長」という。)が利用を許可した学外者
  - (4) その他分室長が適当と認めた者

(利用の範囲)

- 第4条 共用機器は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。
  - (1) 学術研究を目的とするとき。
  - (2) 学生の教育を目的とするとき。
  - (3) その他分室長が特に適当と認めたとき。

(利用時間等)

- 第5条 分室の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、分室長が必要 と認めたときはこの限りでない。
  - (1) 利用時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 利用できない日
    - ア 日曜日及び土曜日
    - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
    - ウ 12月28日から翌年1月4日まで
    - エ その他特に分室長が指定する日

(利用の申請及び承認)

- 第6条 共用機器を利用しようとする者の代表者(以下「利用代表者」という。) は、利用しようとする共用機器ごとに所定の申請書を分室長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 第3条第1項第2号に規定する学生については、傷害保険に加入しているものとする。

3 分室長は,第1項の申請書を受理した場合において,当該申請が適当であると 認めるときは,これを承認するものとする。

(利用承認の取消し)

第7条 分室長は、利用者がこの要項をはじめとする関連諸規則等を遵守しないと きは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の期間)

第8条 利用承認期間は年度毎とし、翌年度も継続して利用するものは、改めて申請書を分室長に提出し、承認を得なければならない。

(利用申請の転用の禁止)

第9条 利用者は、申請書以外の測定のために利用し、又は第三者に利用させては ならない。

(遵守事項)

- 第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用に当たっては、当該共用機器の附属マニュアル等に基づき、誤操作のないよう細心の注意を払うこと。
  - (2) 大学研究推進機構(以下「機構」という)の安全・防災・環境保全等に関する細則に従い、細心の注意を払うこと。
  - (3) 他の者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (4) 共用機器を汚損・損傷又は亡失したときは、速やかに分室長に報告し、その指示を受けること。
  - (6) 共用機器の使用に伴い事故等が発生したときは、速やかに機構の職員に報告しなければならない。なお、事故による負傷等の治療、補償等の処置については、当該使用者又はその者が所属する機関等が、自らの責任において対応すること。
  - (7) 共用機器の使用に当たっては、この要項に定めるもののほか、分室長の指示に従うこと。

(異常発生時の処置)

- 第 11 条 利用者は、共用機器の操作中に異常を認めたときは、直ちに当該機器の操作を中止するとともに、機構の職員に連絡しなければならない。
- 2 利用者は、機器使用による測定結果に異常を認めたときは、速やかに機構の職員に連絡しなければならない。

(利用の予約)

- 第 12 条 利用者が共用機器を利用する場合は、別に定める手続きに従い予約しなければならない。
- 2 利用の予約は、利用予定日の1か月前から受け付けるものとし、予定に変更が生じたときは、速やかに予約を変更しなければならない。
- 3 当該共用機器の予約は、原則として先に予約したものを優先する。

(支援形態)

第13条 共用機器の利用時の支援形態は、次の区分とする。

- (1) 機器利用
  - 利用者は自ら試料作成や機器操作等を行う。
- (2) 技術支援

利用者が単独では希望する機器を操作できない場合に, アドバイザー等による技術支援を行う。

(3) 技術代行

利用者から提供された課題に関して、アドバイザー等が全面的に機器を操作して、その成果を利用者に提供する。

## (利用料)

- 第14条 分室は、共用機器の運転・維持・管理に必要な経費の一部又は全てを利用料として利用代表者から徴収できるものとする。
- 2 利用料は別に定めるものとする。
- 3 共用機器の利用に必要な消耗品等は利用者の負担とし,分室は利用料として利用代表者から徴収できるものとする。
- 4 利用者が利用予約をした共用機器について,予約した利用の開始時刻までに予約の取り消しを行わずに利用しなかった場合は,分室は利用代表者に対し利用料を請求することができる。
- 5 利用代表者は,第1項及び第3項の利用料を分室が指定する方法で,所定の期 日までに納付しなければならない。
- 6 高等教育機関,大学研究推進機構レンタルスペース利用要項による入居者及び その他特別の理由があると分室長が認める者による共用機器の利用に対しては, 利用料を減免することができる。

# (成果報告書)

第 15 条 利用者は、成果報告書を分室長が指定する期日までに提出しなければならない。

## (知的財産権)

第 16 条 第 13 条に記載の支援形態に基づき利用した結果,生じた知的財産権の帰属,取扱い等については,当該発明等の発生事態を勘案して,別途協議して決定するものとする。

# (秘密保持)

- 第17条 分室は、本支援実施時に利用者から秘密の指定を受けた情報を秘密として扱い、利用者の書面による事前の同意無しに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 既に公知の情報であるもの
  - (2) 第三者から秘密情報義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
  - (3) 利用者から当該情報を入手した時点で、既に保有した情報であるもの
  - (4) 利用者から知り得た情報によらない独自に創出又は発見したことが書面に より立証できるもの
  - (5) 利用者から当該情報を入手した後,自己の責めによらず公知となった情報であるもの

(免責)

- 第18条 分室は、共用機器等の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。
- 2 本支援に基づいた成果による商品の販売,役務の提供,その他の行為によって 利用者に損害が発生した場合でも,分室は利用者に対し責任を負わないものと し,また,これらの行為について,明示又は黙示の保証をしないものとする。

(損害賠償)

第19条 利用者は、共用機器の利用において、故意又は過失により機器、設備等 を損傷又は汚染した場合は、直ちに分室長に届け出るとともに、その損害を賠償 する責めを負うものとする。ただし、分室長がやむを得ない理由があると認めた ときは、その弁償金額の全部又は一部について免除することができる。

(共用機器の指定)

- 第20条 共用機器に指定できるものは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 機構へ配分された予算で購入した機器
  - (2) 各部局等が購入し分室での共用利用の申し出がある機器で、分室長が共同研究又は教育研修等を遂行する上で適当と認めたもの
  - (3) 分室長が、共同研究又は教育研修等を遂行する上で機構にて共用利用することが適当と認め、民間機関等から寄附、貸与又は譲渡を受けた機器
  - (4) その他, 分室長が特に必要と認めた機器
- 2 共用機器の指定は、総合科学実験センター常盤分室専門委員会(以下「専門委員会」という。)の議を経て、分室長が行う。
- 3 共用機器の区分は、別に定めるものとする。

(共用機器の指定解除)

- 第 21 条 前条により指定された共用機器について、分室長が共用機器とすること が適当でないと判断したときは、専門委員会の議を経て、当該共用機器の指定を 解除することができる。
- 2 前条第2項に基づき指定された機器が共用機器の指定を解除された場合は,分室長の責により6か月以内に機構施設から撤去するものとする。

(共用機器の管理)

第22条 共用機器の管理は、専門委員会が行う。

(共用機器管理者)

- 第23条 分室長は、必要に応じて共用機器ごとに共用機器管理者(以下「管理者」という。)を置くことができる。
- 2 管理者は, 共用機器の操作, 保守, 管理及び利用者の指導に関する業務を行い, 必要に応じて共用機器の管理状況を分室長に報告するものとする。

(講習会)

第 24 条 分室は、必要と認めた場合、共用機器の操作方法等に関する講習会を開催するものとする。

(雑則)

第 25 条 この要項に定めるもののほか, 共用機器の利用に関し必要な事項は分室 長が別に定める。

# 附則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 山口大学工学部機器共用機器センター共用機器利用要項及び総合科学実験センター常盤分室常置機器に関する規則は、廃止する。

#### 附則

- 1 この要項は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 「総合科学実験センター常盤分室共用機器利用細則」及び「総合科学実験センター常盤分室共用機器に関する規則第 13 条に基づく文部科学省「ナノテクノロジープラットフォーム」事業に係る機器の利用料について」は、令和 4 年 3 月 31 日付けで廃止する。

#### 附則

1 この要項は、令和4年1月1日から施行する。